

福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る規程

(総則)

第1条 本規程は、総合型地域スポーツクラブ福岡協議会規程第5条第2項に基づき、総合型地域スポーツクラブ福岡協議会(以下「福岡協議会」という。)の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、県内総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が福岡協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、福岡協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、福岡協議会を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 福岡協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 福岡協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、毎年(1年ごと)にこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

(1) 全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 福岡協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は5,000円とする。

(処分)

第11条 福岡協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき福岡協議会及び総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）が取得した個人情報の取扱いについては、「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ個人情報の取扱いについて」に準じる。

(事務局)

第13条 登録に関する事務を処理するため、登録に関する事務局を公益財団法人福岡県スポーツ協会内に置く。

(改定)

第14条

本規程は、福岡協議会の会議の議決により変更することができる。

附則1 本規程は令和4年4月1日から施行する。